

## ● 5月4日『名刺の日』

5月（MAY=メイ）4日（シ）という語呂合わせから、制定されました。  
調べてみると「名刺交換」という文化はどうかや日本が発祥のようです。よく時代劇などで「まずは己の名を名乗れ」と言われたり、質疑応答の場面で所属と氏名を名乗ってから質問するように、昔から日本ではこのような自己PR方法が採られていたようです。

今では世界中で名刺交換が行われていますが、海外での「名刺交換」には日本との多少の違いやその国・地域ごとに独自のマナーがあるようです。

ひとつに名刺交換のタイミング。日本では顔を合わせたタイミングで名刺を差し出しながら挨拶をしますが、外国では握手など挨拶をした後に行うのが通例となっています。

また、イスラム圏では宗教上の理由で左手は不浄のものとされています。間違っても左手だけで名刺を渡すことが無いように気をつけなければいけません。

新年度が始まって、初めて自分の名刺を手にした人もいらっしゃるかと思います。その名刺が「自分の顔」となることを考えながら名刺交換をすると、仕事に気持ちが入りやすくなるかもしれません。最初はシンプルな名刺でも、徐々にオリジナリティーを出していき「自分だけの」名刺をつくってみるのはいかがでしょう。

## ぶらりゆらり大人の休日

古谷

おすすめ本や街歩きや食べ歩き情報など、毎回テーマを変えて、大人女子（自称）の古谷が皆様にご紹介したい内容をお伝えしていきます。



### ● おすすめ本『祝婚歌』

吉野弘さんの「祝婚歌」。結婚式にもよく使われる有名な歌だそうですが、私は最近読書好きの年配の男性に教えていただき初めて知り、内容の奥深さに感銘しました。その一部をご紹介します。

『夫婦が睦まじくいるためには…  
二人のうち どちらかがふざけているほうがいい  
ずっこけているほうがいい  
互いに非難することがあっても  
非難できる資格が自分にあったかどうか  
あとで疑わしくなるほうがいい  
正しいことを言うときは  
少しひかえめにするほうがいい  
正しいことを言うときは  
相手を傷つけやすいものだと  
気づいているほうがいい…』



長い人生を過ごすなか、結婚してからもういんな出

来事が起こってきます。それを乗り越えていくためには、言葉にすると簡単になってしまいがちですが、やはり「思いやり」がとても大切なんだと思います。

私たち夫婦は、あるときかけがえのない小さな命を失ったことがあります。そのとき悲しさのあまり毎日泣き続けていた私をずっと支え励ましてくれたのが夫です。そのとき夫が、「ただ笑っていてくれるだけでいい、それだけでとても幸せだ」と言ってくれたその言葉を、私は一生忘れることはないと思います。

『健康で風に吹かれながら  
生きていることのなつかしさに  
ふと胸が熱くなるそんな日があってもいい  
そしてなぜ 胸が熱くなるのか 黙っていても  
ふたりにはわかるのであってほしい…』  
老後には、こんな夫婦になりたいものです。

## Member's Voice 「未なが〜く、私のソバに」

三倉

昔から蕎麦が好きで、ここ数年は地元・千葉県の銘店に片端からうかがいました。120店ほど巡ったなかで出会ったお店は、バラエティーに富んでいました。

蕎麦だけではなく酒肴にも工夫を凝らし懐石料理まで扱っているお店。あくまで蕎麦一品で勝負するお店。ご主人が一人で切り盛りするお店。

多くの従業員と支店を構えるお店。どこも“コシ”と“味わい”にあふれていました。予約が必要なのに飛込みで入ってしまった時に、そっと予備の一盛をだしてくださったお店もありました。

ご主人が蕎麦を打つ姿や店員さんのさりげない“おもてなし”のこころ。店内の雰囲気作りなどから、「商いとは？」をも考えさせられました。健康食品の代表選手であり縁起物でもある“ソバ”。

これからも未なが〜い付き合いになりそうです。

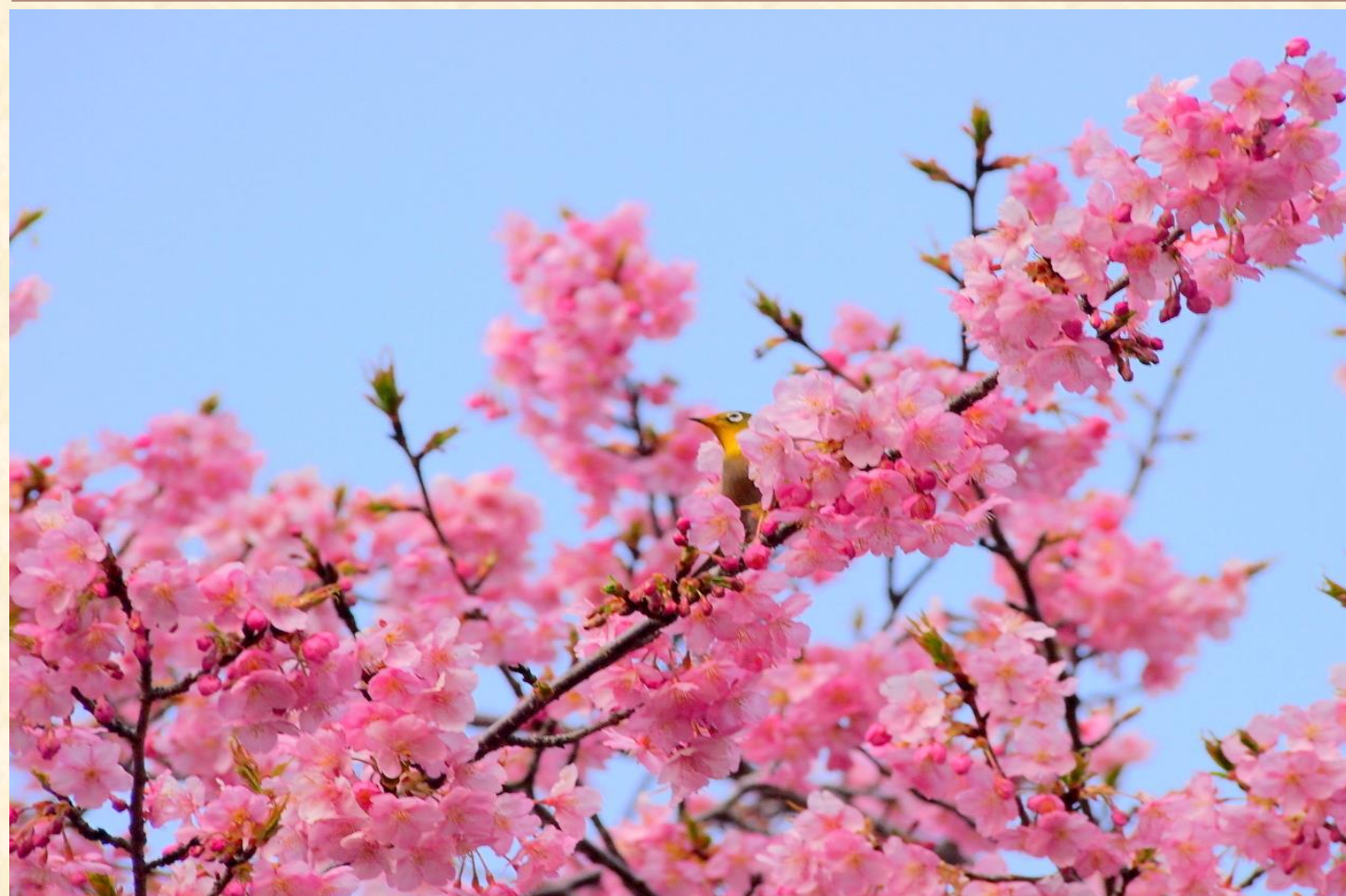
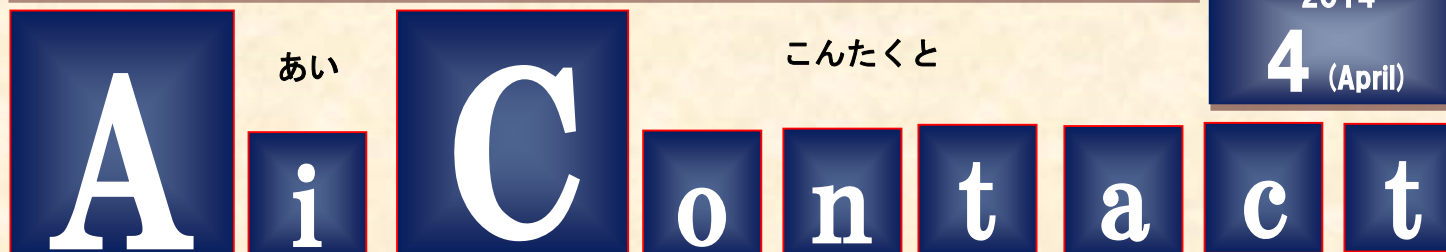


VIVA!

SOBA!

2014

4 (April)



### 【今月号のLINE UP】

- ・ <特集> 出向の法的実務について
- ・ ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・ 経営者のための「9つの力」 「見極め力①」
- ・ カレンダー探訪記 「5月4日『名刺の日』」
- ・ ぶらりゆらり大人の休日「おすすめ本『祝婚歌』」
- ・ Member's Voice 「未なが〜く、私のソバに」

### 千葉県館山市の河津桜 (2013.03.02)

ずいぶん古い写真を引っ張り出しました。昔、ある雑誌に投稿して選考漏れした一枚です。何とか日の目を見せてあげたい一心で載せました。枝から枝へ飛び移るメジロを撮るのに苦労した記憶がよみがえります。

## AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



## 社会保険労務士法人 相事務所 相行政書士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

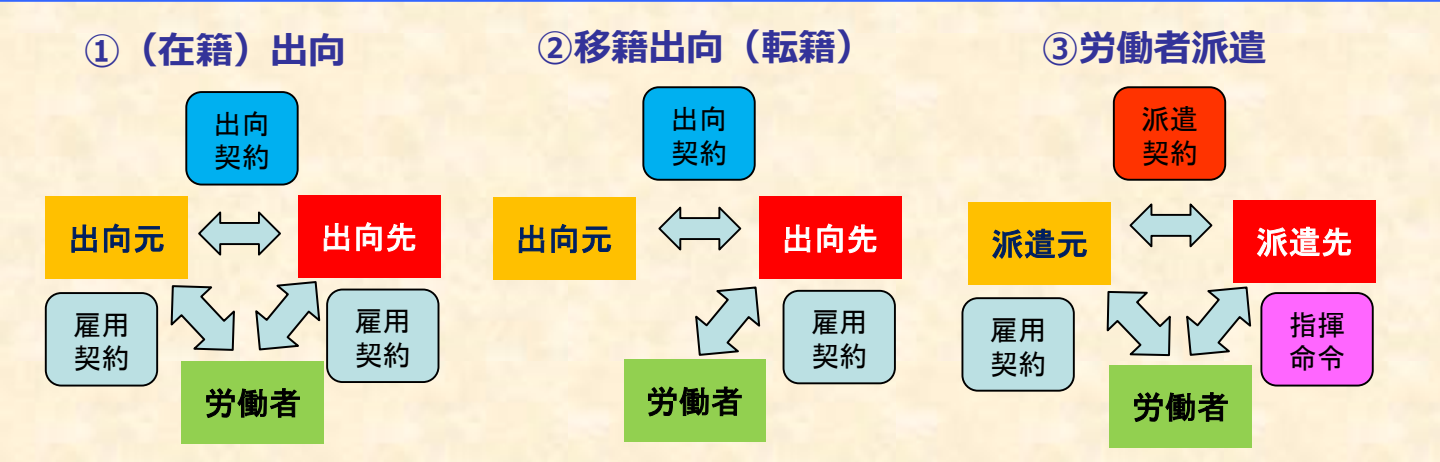
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

春は人事異動の季節。今までの職場を離れて新天地での活躍を期する方も多いことでしょう。人事異動のひとつに「出向」というかたちがあります。耳慣れた言葉として用いられますが、法的な身分はどうなるのでしょうか。使用者責任の所在や出向命令を発する際の注意点等を探りあげたいと思います。

●出向とは？ 転籍や労働者派遣との違い

いわゆる「出向」とは①“在籍出向”のことをいい、出向元との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向元と出向先との間の出向契約により、出向労働者を出向先に雇用させることを約束して行われるため、出向先とも雇用関係が生じます。一方②“移籍出向”は、出向元会社との雇用関係が消滅し出向先会社へ文字通り転籍します。③“労働者派遣”は雇用関係が派遣元会社との間のみにあって、派遣先会社からは勤務上の指揮命令を受ける関係にとどまり出向とは区分されます。



●労働基準法や就業規則の各規定は出向先・出向元どちらが使用者として適用されるのか

おもな労働基準法の規定	適用される使用者	就業規則の規定	適用される使用者
労働条件の決定等総則（1条～7条）	双方	勤務時間や休憩時間	出向先
労働契約（2章）	双方	服務規律や職場秩序維持	出向先
解雇（19～21条）	出向元	賃金	就業規則（給与規程）の定めによる
賃金（3章）	双方（支払義務者。最終的には出向元）	懲戒処分	原則出向先（但し解雇は出向元）
労働時間関連（32～36条）	出向先	休職	就業規則の定めによる
割増賃金（37条）	出向先（最終的には出向元）	退職・解雇	出向元
事業場外労働のみなし時間、裁量労働制（38条の2～4）	出向先		
年次有給休暇（39条）	出向先		
管理職等適用除外（41条）	出向先		
安全衛生（5章）	出向先		
妊産婦関連、育児時間（65～67条）	出向先		

**労働保険や社会保険の取り扱い？**  
 労災保険は出向先で適用を受けます。  
 雇用保険は出向元・先のいずれか主となる賃金支払者で加入します。  
 社会保険は報酬を支払う方での加入です。

●問答有用Q & A 【Q】出向命令を発する際に社員の同意は必要でしょうか？

【A】出向命令を発したときに、労働者の同意が得られなかったとしたらどうなるのでしょうか。  
 命令を有効にするためには、就業規則に出向命令について規定されていることが必要になります。  
 加えて社員の利益に配慮した詳細な規定が存在すれば、個別の同意がなくとも出向命令を発することができる、とした判例があります。（日鉄運輸事件 最高裁二小 H15.4.18 判決）

同判決によると詳細な規定とは『社外勤務の定義、出向期間、出向中の社員の地位、賃金、退職金、各種の出向手当、昇格・昇給等の査定その他処遇』とあります。  
 出向元と出向先で労働条件がことなる場合には、その差の補償も含めた取扱いを定めることが求められますが、実務上は出向契約書を作成して、労働者の個別同意を交わしているところが多いようです。

**登場人物** おじいさん⇒元社労士事務所の代表。現在は息子に事務所を任せてのんびりと年金生活を送っている。  
 シロ（猫）⇒昔、河原に捨てられているところをおじいさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフードを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

●扶養できるかな？

シロ「おじいさん！僕5月に結婚するんだけど妻のミーコを健康保険の扶養に入れられる？」  
 おじ「そうか！おめでとう！扶養になった月から将来1年間の収入が130万円(60歳以上・障害者は180万円)未満でシロの収入の2分の1未満ならOKじゃ。」  
 シロ「という事は1月から4月まで35万円×4月＝140万円だったとしても、パートになってから少ない収入で働いていれば扶養にはなれるんだね。」  
 おじ「そうじゃな。目安としては、月額108,333円(60歳以上・障害者は15万円)以内に収まっていれば扶養になる事が出来るし、これを超える事が続くようなら扶養から外れる手続きをする必要が出てくるという事じゃな。」  
 シロ「ふーん。あれ!?そういえば103万円っていうのも聞いたことがあるんだけど!？」  
 おじ「ああ、それは所得税法上の扶養の事じゃろ。健康保険の扶養は今後1年間を見ていくのに対して、所得税法上の扶養は妻のその年の1/1から12/31までの1年間の収入が103万円以下なら夫の税扶養(シロの所得税・住民税が安くなる)になれるんじゃ。」  
 シロ「へえ、勉強になるなあ。ところでもし結婚と同時にミーコが退職したとして俗に言う失業給付をもらったらやっぱり扶養になれないんだよね?」

おじ「うむ。自己都合退職の場合、3か月位の待たされている期間中はその間は扶養になり、失業給付を一日3,612円以上もらっている時には扶養にはなれず、もらい終わったらまた扶養になれるんじゃ。」  
 シロ「ええー!?じゃあその度に扶養に入れたり抜いたりするの?なんかすごく面倒だね..」  
 おじ「まあそうじゃな。ちなみに失業給付の他に年金や傷病手当金、出産手当金もミーコの130万円未満の収入に含まれるから注意が必要じゃぞ。」  
 シロ「うん。あとさあ被扶養者異動届の3枚目にある国民年金の第3号の届出っていったいなんの?」  
 おじ「第3号とはな、厚生年金や共済組合に加入している人に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)の事で、保険料を払わなくても将来ある程度の年金を受給できる人の事じゃ。配偶者だけの特典みたいなものじゃな。」  
 シロ「なるほどねえ。トクなことがいっぱいだね!」  
 おじ「ただそれだけに夫婦とも厚生年金の保険料を払う共働き世帯や夫婦とも国民年金を払う自営業世帯との不公平が問題にもなっているんじゃ。」  
 シロ「そっか、じゃあこの先の制度がどう改革されていくか分からないけど、それまではミーコを扶養に入れるためにバリバリ仕事頑張るよ!」  
 おじ「おお、頼もしいな。頑張れ、シロ!」

経営者のための「9つの力」

会社のルールを決めていく中で、これだけはおさえおくと、きっと社長の力になれる!というものをピックアップしていきます。

●見極め力①

ここ近年の採用活動は、学生にとってはまだまだ「買い手市場」。でも、企業側からすると、一人でもいい人材を取りたいと必死。  
 団塊の世代と言われた方たちが65歳になる2012年問題や（あまり大きなインパクトはありませんでしたが）、景気が上向いてきたことで、大企業を中心に採用枠を増やしたことによる就活の動きが活発化していると見られています。  
 2015年卒の採用は、このような背景において一層厳しくなるという予測が立てられる中、2016年卒の採用開始は、4年生の8月とするとされたことから、2015年採用に失敗は許されないという見方が多いようです。  
 中小企業では中途採用がメインとなることも考えても、このあたりの動きを感じておきたいものです。  
 いずれにしても、この世代が次を担うわけですので、

そんな一方で、就活生に目を向けてみると、あらゆるところで開催される内定獲得のセミナーなどがあるらしく、どうすれば複数の内定を取れるかなどという、ある意味自分の本質とは別の方向に進んでいるようにも感じます。  
 また、少し語弊のある表現ですが、尾崎豊世代が親になってきたことによる、さらなる権利者意識の拡大も懸念されます。  
 これは就活の場面だけでなく、一般消費の中でも散見されるできごとのようです。  
 社会に対する不満をぶつけていた世代が次世代に移り自己主張を繰り返す。  
 同年代としてはあまり納得できることではありませんが、そんな採用を繰り返していくことになりそうです。

